

瀬戸市市長の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 9 月 30 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 26 号

瀬戸市市長の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市市長の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 18 年瀬戸市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 <省略> 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) <省略> (3) 電子証明書 次に掲げる電子証明書で市長等が情報通信技術利用条例第 3 条第 1 項に規定する市の機関の使用に係る電子計算機から認証できるものをいう。 ア <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律</u> （平成 14 年法律第 153 号）第 3 条第 1 項に規定する <u>署名用電子証明書及び同法第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書</u> イ及びウ <省略>	(定義) 第 2 条 <省略> 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) <省略> (3) 電子証明書 次に掲げる電子証明書で市長等が情報通信技術利用条例第 3 条第 1 項に規定する市の機関の使用に係る電子計算機から認証できるものをいう。 ア <u>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律</u> （平成 14 年法律第 153 号）第 3 条第 1 項に規定する <u>電子証明書</u> イ及びウ <省略>

附 則

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。